**仕　　様　　書**

**１　件名**

墨田区精神障害者地域活動支援センターⅠ型事業運営委託

**２　履行場所**

墨田区精神障害者地域活動支援センター(仮称)

（墨田区東向島５丁目１６番２号）

**３　履行期間**

令和８年１月１日から令和８年３月３１日まで

**４　事業内容**

（１）基礎的事業

　　　　ア　地域活動支援センター利用者（以下「利用者」という。）の、休息も含めた自発的な活動及び利用者間の交流の場として「憩いの場」事業を行う。

　　　　イ　利用者と地域住民とのふれあい及び交流を積極的に図る。

　　　　ウ　精神保健福祉及び心の病に関する地域住民の理解促進に努める。

　　　　エ　墨田区精神障害者家族会等の団体と連携して、利用者の家族への支援を行う。

　　　　オ　地域住民の理解と協力のもとに、精神障害者等に対するボランティアの育成及び活動に対する支援を行う。

　　　　カ　利用者が主体的に参加する当事者同士のグループ活動等を行う。

　　　　キ　利用者の安定した地域生活の実現及び自立支援のために、地域の保健・医療・福祉関係者との検討会を必要に応じて開催する。

（２）機能強化事業

　　　　ア　精神障害者等及びその家族等並びに区民等からの相談を受け、日常生活（金銭管理、住居、法律、医療等の問題を含む）や対人関係に関する不安や悩みについての相談に応じる。

　　　　イ　精神障害者等が日常生活を送る上で必要な生活技術の習得や、対人関係の形成に関して具体的な指導・支援を行う。

　　　　ウ　仕事、住居、協力者、仲間づくり等の社会資源に関する情報を提供する。

　　　　エ　相談の内容により、保健所、福祉事務所、障害福祉サービス事業者、デイケア施設、医療機関等の他の機関及び施設並びに制度を紹介し、その活用を勧める。

　　　　オ　相談や対応の内容については、日誌形式等により、必ず記録する。

　　　　カ　精神障害者等及び家族等の体験を生かすため、ピアカウンセラーの育成とピアカウンセリングの実施に努める。

　　　　キ　精神障害者(特に若年層)等が主体的に参加するレクリエーション活動を積極的に実施する。

**５　開所時間**

1日8時間を基本とする。具体的な開所時間については、別途受託者と協議のうえ決定する。

**６　休業日**

　週に2日の休業を基本とする。具体的な休業日については、別途受託者と協議のうえ決定する。

**７　事業報告**

（１）契約締結後、速やかに職員名簿の提出をすること。

（２）職員に変更があった場合は、速やかに届け出ること。

（３）契約締結後、速やかに委託事業の実施に係る事業計画書及び収支予算書を甲に提出すること。

（４）毎月１０日までに前月の事業実施状況を別に定める事業報告書を提出すること。

（５）契約終了後、速やかに委託事業に係る事業実施報告書を提出すること。

**８　支払方法**

　　年４回（四半期ごと）の請求に基づき、概算払いとして支払い、当該年度の事業完了後に精算する。

**９　個人情報等の取扱い**

　　受託者は、別紙「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

**10　その他**

（１）利用者等に事故等の特別な事態が発生した場合、受託者は、直ちに適切な措置を講じるとともに、その状況を報告すること。

（２）利用者等の手洗い、手指の消毒等の衛生用品の準備等を行うこと。

**11　担当**

　　保健予防課保健予防係　箱田　　電話５６０８－６５０６（直通）